

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月9日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第20号

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを「(公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)」に改め、同項中「よって」を「より」に改める。

附則第12項各号列記以外の部分中「附則第14項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項中「附則第14項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とする。

附則第7項中「附則第9項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第8項」を「附則第12項」に、「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第11項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第7項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項前段中「附則第6項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第3項中「附則第5項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第2項の次に次の2項を加える。

(平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)

3 前項の規定は、条例附則第5項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「150,000円」とあるのは、「280,000円」と読

み替えるものとする。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)

4 附則第2項の規定は、条例附則第6項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、附則第2項中「150,000円」とあるのは、「220,000円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市国民健康保険条例施行細則の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)